



# 島根県報

平成26年 9 月 30 日 (火)

号外 第 123 号

(毎週火・金曜日発行)

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

## 目 次

### 【規 則】

島根県事務決裁規則の一部を改正する規則	(人 事 課)	3
島根県行政組織規則の一部を改正する規則	( 〃 )	3
知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例に規定する規則に基づく事務 の範囲等を定める規則の一部を改正する規則	(市 町 村 課)	3
島根県母子福祉資金及び寡婦福祉資金貸付規則の一部を改正する規則	(青少年家庭課)	4
島根県ひとにやさしいまちづくり条例施行規則の一部を改正する規則	(障がい福祉課)	8
島根県会計規則の一部を改正する規則	(審 査 指 導 課)	9

**公布された条例等のあらまし****◇島根県事務決裁規則の一部を改正する規則（規則第69号）**

## 1 規則の概要

次代の社会を担う子どもの健全な育成を図るための次世代育成支援対策推進法等の一部を改正する法律の施行に伴う所要の改正

## 2 施行期日

平成26年10月1日から施行することとした。

**◇島根県行政組織規則の一部を改正する規則（規則第70号）**

## 1 規則の概要

総合福祉センターの業務に父子家庭の相談等業務を追加することとした。（第38条関係）

## 2 施行期日

平成26年10月1日から施行することとした。

**◇知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例に規定する規則に基づく事務の範囲等を定める規則の一部を改正する規則（規則第71号）**

## 1 規則の概要

次代の社会を担う子どもの健全な育成を図るための次世代育成支援対策推進法等の一部を改正する法律の施行に伴う規定の整理

## 2 施行期日

平成26年10月1日から施行することとした。

**◇島根県母子福祉資金及び寡婦福祉資金貸付規則の一部を改正する規則（規則第72号）**

## 1 規則の概要

(1) 題名を島根県母子福祉資金、父子福祉資金及び寡婦福祉資金貸付規則に改めることとした。

(2) 次代の社会を担う子どもの健全な育成を図るための次世代育成支援対策推進法等の一部を改正する法律の施行に伴う規定及び様式の整理

(2) その他規定及び様式の整備

## 2 施行期日

平成26年10月1日から施行することとした。

**◇島根県ひとにやさしいまちづくり条例施行規則の一部を改正する規則（規則第73号）**

## 1 規則の概要

次代の社会を担う子どもの健全な育成を図るための次世代育成支援対策推進法等の一部を改正する法律の施行に伴う規定の整理

## 2 施行期日

平成26年10月1日から施行することとした。

**◇島根県会計規則の一部を改正する規則（規則第74号）**

## 1 規則の概要

(1) 資金前渡をすることのできる経費に父子福祉資金の貸付けに要する経費を追加することとした。（第48条関係）

(2) 引用する法律の題名の改正

## 2 施行期日

平成26年10月 1 日から施行することとした。

# 規 則

島根県事務決裁規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成26年 9 月 30 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

## 島根県規則第69号

島根県事務決裁規則の一部を改正する規則

島根県事務決裁規則（昭和45年島根県規則第74号）の一部を次のように改正する。

別表第 2 健康福祉部の表青少年家庭課の項第 2 号事務の種類欄中「母子及び寡婦福祉法（）」を「母子及び父子並びに寡婦福祉法（）」に、「母子及び寡婦福祉法施行令」を「母子及び父子並びに寡婦福祉法施行令」に改め、同号部長専決事項の欄の(1)中「第33条第 4 項」を「第31条の 7 第 4 項又は第33条第 5 項」に、「母子家庭等日常生活支援事業」を「母子家庭日常生活支援事業等」に改め、同欄の(2)中「（施行令）」の次に「第31条の 7 又は」を加え、同欄の(3)中「（施行令）」の次に「第31条の 7 又は」を加え、「母子福祉団体」を「母子・父子福祉団体」に改める。

### 附 則

この規則は、平成26年10月 1 日から施行する。

島根県行政組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成26年 9 月 30 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

## 島根県規則第70号

島根県行政組織規則の一部を改正する規則

島根県行政組織規則（平成18年島根県規則第17号）の一部を次のように改正する。

第38条第 2 項第 5 号及び第 6 号中「及び寡婦」を「及び父子家庭並びに寡婦」に改め、同項第 7 号中「母子自立支援員」を「母子・父子自立支援員」に改める。

### 附 則

この規則は、平成26年10月 1 日から施行する。

知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例に規定する規則に基づく事務の範囲等を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成26年 9 月 30 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

## 島根県規則第71号

知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例に規定する規則に基づく事務の範囲等を定める規則の一部を改正する規則

知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例に規定する規則に基づく事務の範囲等を定める規則（平成12年島根

県規則第12号)の一部を次のように改正する。

第1条の表第10号左欄中「母子及び寡婦福祉法」を「母子及び父子並びに寡婦福祉法」に改め、同号右欄中「島根県母子福祉資金及び寡婦福祉資金貸付規則」を「島根県母子福祉資金、父子福祉資金及び寡婦福祉資金貸付規則」に、「母子福祉団体」を「母子・父子福祉団体」に改め、同欄の3中「母子・寡婦福祉資金増額貸付(貸付期間延長)申請書」を「母子・父子・寡婦福祉資金増額貸付(貸付期間延長)申請書」に改め、同欄の4中「母子・寡婦福祉資金貸付辞退(減額)申出書」を「母子・父子・寡婦福祉資金貸付辞退(減額)申出書」に改め、同欄の5中「母子・寡婦福祉資金償還方法変更承認申請書」を「母子・父子・寡婦福祉資金償還方法変更承認申請書」に改める。

#### 附 則

この規則は、平成26年10月1日から施行する。

---

島根県母子福祉資金及び寡婦福祉資金貸付規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成26年 9 月 30 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

#### 島根県規則第72号

島根県母子福祉資金及び寡婦福祉資金貸付規則の一部を改正する規則

島根県母子福祉資金及び寡婦福祉資金貸付規則(昭和57年島根県規則第41号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

島根県母子福祉資金、父子福祉資金及び寡婦福祉資金貸付規則

第1条中「母子及び寡婦福祉法(」を「母子及び父子並びに寡婦福祉法(」に改め、「母子福祉資金」の次に「、父子福祉資金」を加え、「母子及び寡婦福祉法施行令」を「母子及び父子並びに寡婦福祉法施行令」に改める。

第2条第7号中「母子福祉団体」を「母子・父子福祉団体」に改め、同号を同条第9号とし、同条第6号中「第6条第3項」を「第6条第4項」に改め、同号を同条第8号とし、同条第5号中「第6条第2項」を「第6条第3項」に改め、同号を同条第7号とし、同条中第4号を第5号とし、同号の次に次の1号を加える。

(6) 配偶者のない男子 法第6条第2項に規定する配偶者のない男子をいう。

第2条第3号中「母子福祉資金」の次に「、父子福祉資金」を加え、同号を同条第4号とし、同条第2号中「において準用する法第13条第1項及び第3項、法第32条第3項において」を「及び第2項、同条第4項において読み替えて」に改め、同号を同条第3号とし、同条第1号の次に次の1号を加える。

(2) 父子福祉資金 法第31条の6第1項から第3項まで及び同条第4項において読み替えて準用する法第14条の規定により貸し付ける資金をいう。

第3条中「(令第37条第2項において準用する場合を含む。)及び令第9条第1項(令第38条において準用する場合を含む。)」を「、第9条第1項(令第31条の7及び第38条において読み替えて準用する場合を含む。)、第31条の6第4項及び第37条第4項」に改める。

第4条中「(法第32条第1項において準用する場合を含む。)」を「、第31条の6第1項若しくは第32条第1項」に、「母子・寡婦福祉資金貸付申請書」を「母子・父子・寡婦福祉資金貸付申請書」に改め、同条第4号中エをオとし、ウをエとし、同号イ中「において準用する法第13条第1項」を削り、「このイ」を「このウ」に、「エ」を「オ」に改め、「(様式第1号の2)」を削り、同号イを同号ウとし、同号アの次に次のように加える。

イ 法第31条の6第1項の規定により父子福祉資金の貸付けを受けようとする場合 配偶者のない男子であって民法第877条の規定により現に児童を扶養しているもの又はその扶養している児童であることを証する書類

第4条第5号ア中「に掲げる資金及び令第36条第1号」を「、第31条の5第1号及び第36条第1号」に、「に掲げる資金及び令第36条第2号」を「、第31条の5第2号及び第36条第2号」に改め、同号イ中「に掲げる資金及び令」を「、第31条の5第3号及び」に改め、同号ウ中「に掲げる資金及び令」を「、第31条の5第4号及び」に改め、同号エ中「に掲

げる資金及び令」を「、第31条の5第5号及び」に改め、同号オ中「に掲げる資金及び令」を「、第31条の5第6号及び」に改め、同号カ中「に掲げる資金及び令」を「、第31条の5第7号及び」に改め、同号カ(ア)中「又は令」を「、第31条の5第7号イ又は」に改め、同号カ(イ)中「又は令」を「、第31条の5第7号ロ又は」に改め、同号キ中「に掲げる資金及び令」を「、第31条の5第8号及び」に改め、同号キ(ア)中「又は令」を「、第31条の5第8号イ又は」に改め、同号キ(イ)中「又は令」を「、第31条の5第8号ロ又は」に改め、同号キ(イ)中「又は令」を「、第31条の5第8号ニ又は」に改め、同号ク中「に掲げる資金及び令」を「、第31条の5第9号及び」に改め、同号ケ中「に掲げる資金及び令」を「、第31条の5第10号及び」に改め、同号コ中「に掲げる資金及び令」を「、第31条の5第11号及び」に改め、同号サ中「に掲げる資金及び令」を「、第31条の5第12号及び」に改め、同条第6号中「(令第37条第2項において準用する場合を含む。)」を「、第31条の6第5項又は第37条第5項」に改める。

第5条各号列記以外の部分中「第32条第3項において」を「第31条の6第4項及び第32条第4項において読み替えて」に、「母子福祉団体」を「母子・父子福祉団体」に、「母子・寡婦福祉資金(団体)貸付申請書」を「母子・父子・寡婦福祉資金(団体)貸付申請書」に改め、同条第4号中「配偶者のない女子」の次に「又は配偶者のない男子」を加え、同条第5号中「第32条第3項において」を「第31条の6第4項及び第32条第4項において読み替えて」に改める。

第6条中「母子・寡婦福祉資金貸付決定通知書」を「母子・父子・寡婦福祉資金貸付決定通知書」に、「母子・寡婦福祉資金貸付不承認決定通知書」を「母子・父子・寡婦福祉資金貸付不承認決定通知書」に改める。

第7条中「母子・寡婦福祉資金借用書」を「母子・父子・寡婦福祉資金借用書」に、「母子・寡婦福祉資金(団体)借用書」を「母子・父子・寡婦福祉資金(団体)借用書」に改める。

第8条第1項中「母子・寡婦福祉資金償還計画表」を「母子・父子・寡婦福祉資金償還計画表」に改め、同条第2項中「母子・寡婦福祉資金貸付台帳」を「母子・父子・寡婦福祉資金貸付台帳」に改める。

第9条第1項中「(法第32条第1項において準用する場合を含む。)」を「、第31条の6第3項又は第32条第2項」に、「母子・寡婦福祉資金継続貸付申請書」を「母子・父子・寡婦福祉資金継続貸付申請書」に、「(これらの規定を令第33条第2項において準用する場合を含む。)」を「、第31条の3第2項各号又は第33条第2項各号」に改める。

第10条第1項中「又は令」を「、第31条各号又は」に改め、同条第2項中「母子・寡婦福祉資金増額貸付(貸付期間延長)申請書」を「母子・父子・寡婦福祉資金増額貸付(貸付期間延長)申請書」に改める。

第11条中「母子・寡婦福祉資金貸付辞退(減額)申出書」を「母子・父子・寡婦福祉資金貸付辞退(減額)申出書」に改める。

第12条中「令第13条又は」を「第13条、令第31条の7において読み替えて準用する令第12条若しくは第13条又は」に、「令第13条の」を「第13条の」に、「母子・寡婦福祉資金貸付停止決定通知書」を「母子・父子・寡婦福祉資金貸付停止決定通知書」に改める。

第13条第1項中「又は令第37条第1項並びに同条第2項において準用する令第8条第2項及び第3項」を「、第31条の6第1項から第3項まで又は第37条第1項から第3項まで」に改め、同条第2項中「母子・寡婦福祉資金償還方法変更承認申請書」を「母子・父子・寡婦福祉資金償還方法変更承認申請書」に改める。

第14条中「(令第37条第2項において準用する場合を含む。)」を「、第31条の6第3項ただし書又は第37条第3項ただし書」に、「母子・寡婦福祉資金繰上償還申出書」を「母子・父子・寡婦福祉資金繰上償還申出書」に改める。

第14条の2中「(令第37条第2項において準用する場合を含む。)」を「、第31条の6第5項又は第37条第5項」に、「母子・寡婦福祉資金据置期間延長申請書」を「母子・父子・寡婦福祉資金据置期間延長申請書」に改める。

第15条中「第38条において」を「第31条の7又は第38条において読み替えて」に、「母子・寡婦福祉資金一時償還決定通知書」を「母子・父子・寡婦福祉資金一時償還決定通知書」に改める。

第16条中「(令第38条)を」を「(令第31条の7又は第38条)に、「及び令」を「、第31条の7及び」に、「母子・寡婦福祉資金違約金徴収特例措置適用申請書」を「母子・父子・寡婦福祉資金違約金徴収特例措置適用申請書」に改める。

第17条中「第38条において」を「第31条の7又は第38条において読み替えて」に、「母子・寡婦福祉資金償還金支払猶予申請書」を「母子・父子・寡婦福祉資金償還金支払猶予申請書」に改める。

第18条中「第32条第4項」を「第31条の6第5項又は第32条第5項」に、「母子・寡婦福祉資金償還免除申請書」を「母子・父子・寡婦福祉資金償還免除申請書」に改める。

第19条中「母子福祉団体」を「母子・父子福祉団体」に改める。

第20条中「母子福祉団体」を「母子・父子福祉団体」に、「第38条において」を「第31条の7又は第38条において読み替えて」に改める。

第21条第1項第3号中「同条第2項第2号及び第3号を除き、これらの規定を」を「令第31条の7において読み替えて準用する場合を含み、令第12条第2項第2号及び第3号以外の規定にあっては、」に改める。

第22条中「母子福祉団体」を「母子・父子福祉団体」に改め、同条第3号中「これらの規定を令第38条において」を「令第31条の7又は第38条において読み替えて」に改める。

第23条中「母子福祉資金」の次に「、父子福祉資金」を加える。

様式第1号中「母子・寡婦福祉資金貸付申請書」を「母子・父子・寡婦福祉資金貸付申請書」に、

「

ふ 氏	り が な 名	
生 年 月 日		年 月 日
住 所		(電話番号 )

」

「

ふ 氏	り が な 名	(男・女)
生 年 月 日		年 月 日
住 所 (番地、アパート等名称 及び部屋番号まで記入)		(電話番号 )

」

を

「

ふ 氏	り が な 名	
(法人にあっては、法人 名及び代表者の氏名)		

」

「

ふ 氏	り が な 名	(男・女)
(法人にあっては、法人 名及び代表者の氏名)		(借主との続柄 )

」

を

「母子・寡婦世帯」を「母子・父子・寡婦世帯」に、「未婚の母」を「未婚の父母」に、

「

氏	名	満	年	齢

」

を

「

氏	名	借主との続柄	満年齢

」

に、

「

--	--

」

ふ り が な 氏 名	
住 所 (電話番号 )	

を

「

ふ り が な 氏 名	(男・女)
住 所 (番地、アパート 等名称及び部屋番 号まで記入)	(電話番号 )

に改め、同様式の(註)の10中「母子福祉資金」の次に「、父子

」

福祉資金」を加える。

様式第1号の2を削る。

様式第2号中「事業計画書（島根県母子寡婦福祉資金）」を「事業計画書（島根県母子・父子・寡婦福祉資金）」に、「母子寡婦福祉資金」を「母子・父子・寡婦福祉資金」に、「母子寡婦資金償還金」を「母子・父子・寡婦資金償還金」に改める。

様式第8号中「母子・寡婦福祉資金」を「母子・父子・寡婦福祉資金」に改める。

様式第9号中「民生委員」を「民生委員・児童委員」に改める。

様式第11号中「母子・寡婦福祉資金（団体）貸付申請書」を「母子・父子・寡婦福祉資金（団体）貸付申請書」に改め、「配偶者のない女子」の次に「若しくは配偶者のない男子」を加える。

様式第11号の2中「母子家庭」を「母子家庭、父子家庭又は寡婦」に改める。

様式第12号中「母子・寡婦福祉資金貸付決定通知書」を「母子・父子・寡婦福祉資金貸付決定通知書」に改め、同様式の(註)の4中「母子及び寡婦福祉法施行令」を「母子及び父子並びに寡婦福祉法施行令」に改め、「第17条」の次に「（同令第31条の7又は第38条において準用する場合を含む。）」を加える。

様式第13号中「母子・寡婦福祉資金貸付不承認決定通知書」を「母子・父子・寡婦福祉資金貸付不承認決定通知書」に改める。

様式第14号中「母子・寡婦福祉資金借用書」を「母子・父子・寡婦福祉資金借用書」に、「母子及び寡婦福祉法、母子及び寡婦福祉法施行令及び島根県母子福祉資金及び寡婦福祉資金貸付規則」を「母子及び父子並びに寡婦福祉法、母子及び父子並びに寡婦福祉法施行令及び島根県母子福祉資金、父子福祉資金及び寡婦福祉資金貸付規則」に改め、同様式の(註)の1中「母子世帯」の次に「若しくは父子世帯における児童」を加え、「おいて、児童又は」を「おける」に、「若しくは」を「又は」に改め、同様式の(註)の7中「母子及び寡婦福祉法施行令」を「母子及び父子並びに寡婦福祉法施行令」に改め、「第17条」の次に「（同令第31条の7又は第38条において準用する場合を含む。）」を加える。

様式第15号中「母子・寡婦福祉資金（団体）借用書」を「母子・父子・寡婦福祉資金（団体）借用書」に、「母子及び寡婦福祉法、母子及び寡婦福祉法施行令及び島根県母子福祉資金及び寡婦福祉資金貸付規則」を「母子及び父子並びに寡婦福祉法、母子及び父子並びに寡婦福祉法施行令及び島根県母子福祉資金、父子福祉資金及び寡婦福祉資金貸付規則」に

改め、同様式の(注)の3中「はり付け」を「貼り付け」に改め、同様式の(注)の5中「母子及び寡婦福祉法施行令」を「母子及び父子並びに寡婦福祉法施行令」に、「の規定又は同令第38条において準用する同令第17条」を「(同令第31条の7又は第38条において準用する場合を含む。)」に改める。

様式第16号中「母子・寡婦福祉資金償還計画表」を「母子・父子・寡婦福祉資金償還計画表」に改める。

様式第17号中「母子・寡婦福祉資金貸付台帳」を「母子・父子・寡婦福祉資金貸付台帳」に改める。

様式第18号中「母子・寡婦福祉資金継続貸付申請書」を「母子・父子・寡婦福祉資金継続貸付申請書」に、「同意します」を「同意の上、借受けについて連帯して債務を負担することを約します」に、「(注) この申請書は、借主死亡届(様式第34号)と同時に提出すること。」を

「(注) 1 この申請書は、借主死亡届(様式第34号)と同時に提出すること。  
2 借主の住民票の除籍謄本を添付すること。」

と。  
」に改める。

様式第19号中「母子・寡婦福祉資金増額貸付(貸付期間延長)申請書」を「母子・父子・寡婦福祉資金増額貸付(貸付期間延長)申請書」に、「借受け」を「申請に同意の上、借受け」に、「負担します」を「負担することを約します」に改める。

様式第20号中「母子・寡婦福祉資金貸付辞退(減額)申出書」を「母子・父子・寡婦福祉資金貸付辞退(減額)申出書」に改める。

様式第21号中「母子・寡婦福祉資金貸付停止決定通知書」を「母子・父子・寡婦福祉資金貸付停止決定通知書」に改める。

様式第22号中「母子・寡婦福祉資金償還方法変更承認申請書」を「母子・父子・寡婦福祉資金償還方法変更承認申請書」に改める。

様式第23号中「母子・寡婦福祉資金繰上償還申出書」を「母子・父子・寡婦福祉資金繰上償還申出書」に改める。

様式第23号の2中「母子・寡婦福祉資金据置期間延長申請書」を「母子・父子・寡婦福祉資金据置期間延長申請書」に改める。

様式第24号中「母子・寡婦福祉資金一時償還決定通知書」を「母子・父子・寡婦福祉資金一時償還決定通知書」に、「母子及び寡婦福祉法施行令」を「母子及び父子並びに寡婦福祉法施行令」に、「令第38条」を「同令第31条の7又は第38条」に、「令第16条)」を「同令第16条)」に改める。

様式第25号中「母子・寡婦福祉資金違約金徴収特例措置適用申請書」を「母子・父子・寡婦福祉資金違約金徴収特例措置適用申請書」に改める。

様式第26号中「母子・寡婦福祉資金償還金支払猶予申請書」を「母子・父子・寡婦福祉資金償還金支払猶予申請書」に改める。

様式第27号中「母子・寡婦福祉資金償還免除申請書」を「母子・父子・寡婦福祉資金償還免除申請書」に改める。

## 附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成26年10月1日から施行する。

(島根県母子福祉資金及び寡婦福祉資金貸付規則の一部を改正する規則の一部改正)

2 島根県母子福祉資金及び寡婦福祉資金貸付規則の一部を改正する規則(平成15年島根県規則第7号)の一部を次のように改正する。

附則第2項に見出しとして「(準用規定)」を付し、同項中「第32条第4項」を「第31条の6第5項又は第32条第5項」に改める。



---

平成26年 9 月 30 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

**島根県規則第73号**

島根県ひとにやさしいまちづくり条例施行規則の一部を改正する規則

島根県ひとにやさしいまちづくり条例施行規則（平成11年島根県規則第80号）の一部を次のように改正する。

別表第1の1の表社会福祉施設等の項公共的施設の欄の6中「母子及び寡婦福祉法」を「母子及び父子並びに寡婦福祉法」に、「母子福祉施設」を「母子・父子福祉施設」に改める。

別表第2の1の表12の項整備基準の欄中「母子福祉施設」を「母子・父子福祉施設」に改める。

**附 則**

この規則は、平成26年10月1日から施行する。

---

島根県会計規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成26年 9 月 30 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

**島根県規則第74号**

島根県会計規則の一部を改正する規則

島根県会計規則（昭和39年島根県規則第22号）の一部を次のように改正する。

第48条第2項第2号中「母子及び寡婦福祉法」を「母子及び父子並びに寡婦福祉法」に改め、「母子福祉資金」の次に「、父子福祉資金」を加える。

**附 則**

この規則は、平成26年10月1日から施行する。

---